

～さめき市立幼稚園預かり保育の利用について～

令和8年度版

1 時間・料金

	預かり保育時間	預かり保育利用料※
平日	午前7時30分から教育時間開始まで	100円
	教育時間終了後から午後6時30分まで	300円
休日	午前7時30分から午前8時30分まで	100円
	午前8時30分から午後6時30分まで	600円

- ◆ 同一世帯から複数人利用する場合は、第2子は半額、第3子以降は全額免除となります。
- ◆ 上記の料金以外に、園が共同購入するおやつ代の実費が必要な場合があります。

※「保育の必要性の認定」を受けることができる場合は、利用料が無償となります。

詳細については、裏面を確認してください。該当の方は、下記の手続きをお願いします。

また、認定に必要な証明書類の精査を行い、勤務時間等に応じて早めのお迎えをお願いすることがあります。家庭でゆっくり過ごす時間があることで、子どもたちの心の安定が図れますので、御協力をお願いします。

2 申込み先・必要書類

- (1) 申込先 お子様が在籍（入園）する幼稚園
- (2) 必要な書類

利用方法	必要書類
有料で預かり保育を利用する場合	幼稚園預かり保育利用申請書
「保育の必要性の認定」を受けて 利用する場合	幼稚園預かり保育利用申請書
	施設等利用給付認定申請書兼現況届
	各種証明書類※

※各種証明書類の注意事項

- ① 必要な証明書の種類は裏面を確認してください。
- ② 希望幼児の扶養義務者全員（父・母・同一世帯の祖父母等）の証明書が必要です。
- ③ 令和8年4月1日現在で65歳以上の祖父母については、証明は不要です。
（年度途中からの利用者は、利用月の初日で65歳以上なら不要とします。）

3 申込受付期間

必ず利用開始月の前月25日（休日の場合は直前の平日）までにお申込みください。申込期限を過ぎると、利用料が発生するなど、ご希望に沿った認定や預かりができなくなります。預かり保育の利用について、申込・変更することが分かり次第、速やかに幼稚園にご相談ください。



4 その他

- (1) 長期休業日は、給食がありませんので、昼食をご持参ください。
- (2) 申込後に、家庭の状況・勤務先等内容に変更が生じた場合は、速やかに園長に申し出て下さい。

保育の必要性の認定と認定を受けるために必要な証明書について

「保育の必要性の認定」を受けることができる世帯は預かり保育料が無償となります。
申請は、利用を開始する月の前月の25日（休日の場合は直前の平日）までにお願いします。

保育を必要とする事由	事 情	証明書類	添付書類
就労（居宅外労働） ※会社勤務、パート、内定	子どもの保護者が居宅外で仕事をするのが日常なので、その子どもの保育ができない場合（月64時間以上の勤務）	就労証明書	勤務先に記入を依頼し、勤務先の証明が必要 <u>内定の場合は、勤務開始後速やかに「就労証明書」を提出してください。</u>
就労（自営業）	子どもの保護者が居宅内・外で仕事（自営業）をするのが日常なので、その子どもの保育ができない場合（月64時間以上の勤務）	就労証明書	<u>自営主が証明し、就労状況がわかるものの写しが必要。</u>
就労（内職等）	子どもの保護者が居宅内で内職等の仕事をするのが日常なので、その子どもの保育ができない場合	就労証明書	依頼者の証明が必要
妊娠・出産	子どもの保護者が出産の前後のため、その子どもの保育ができない場合（産前・産後8週の4か月）	病気・介護（看護） 出産・就学 申立書	母子健康手帳 （表紙と出産予定日のわかる面）の写し
疾病・障がい	子どもの保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるので、その子どもの保育ができない場合		診断書又は障害者手帳の写し
介護・看護	同居の親族の介護・看護にあたって いるため、その子どもの保育ができない場合		診断書、障害者手帳又は介護 保険被保険者証の写し
就学	子どもの保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その子どもの保育ができない場合		在学証明書
求職活動	子どもの保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その子どもの保育ができない場合（2か月以内に勤務先を決定してください。）	求職活動申立書	/
虐待・DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合や配偶者からの暴力により、その子どもの保育ができない場合	事実を証明できる書類	
育児休業を取得している ※	育児休業を取得中で、当該育児休業の期間中である場合（育児休業対象子どもが1歳の誕生日を迎える日まで）	就労証明書	
災害復旧	震災・風水害等の災害復旧に1か月以上かかり、その間子どもの保育ができない場合	り災証明書	

※ 当該育児休業に係る子どもが **1歳になるまでに職場復帰する場合に限り**ます。

- 備考 1 兄弟姉妹の保育施設等と同時に提出する場合、添付の証明書等は、写しでもかまいません。
 2 証明書の証明日は、利用する月の3か月以内の日付のものを提出してください。